

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成31年3月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800098号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800039号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の資格取得年月日を平成28年9月1日から同年7月1日に訂正し、平成28年7月から同年8月までの標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

平成28年7月1日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年7月1日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年7月1日から同年9月1日まで

A事業所には、平成28年7月1日から同年10月末日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録では、請求期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された出勤簿及び賃金台帳により、請求者は、請求期間において同事業所に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年7月1日から同年9月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成28年7月及び同年8月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800097号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800040号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB事業所(昭和46年7月5日以降は、C事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和41年4月1日から昭和43年12月28日まで
② 昭和44年2月6日から昭和47年8月30日まで

請求期間①は、D市のA事業所で土建業に従事していた。また、請求期間②は、D市のB事業所で運転手として勤務していたが、いずれも、厚生年金保険の加入記録がない。

両請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者が主張するA事業所の所在地において、同事業所に係る商業・法人登記の記録が確認できない上、事業所名簿検索システム及びオンライン記録において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、E健康保険組合から提出された事業所台帳によると、請求期間①より後の時期において、請求者が事業主として名前を挙げた者が代表者となっているD市のA事業所が確認できるものの、事業所形態は「個人」となっており、オンライン記録によると、当該代表者は既に死亡していることから、請求者の請求期間①における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、一緒に勤務していた者として、自身の父を含む4人の名前を挙げているところ、オンライン記録において、請求者の父が厚生年金保険の被保険者であった記録は確認できない上、4人のうち、生存及び所在が確認できた一人に照会したが、請求者の請求内容を裏付ける陳述を得ることができなかった。

このほか、請求者の請求期間①に係る請求の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、複数の同僚の陳述及び請求者の従事業務等に関する具体的な陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、請求者が、B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、当時の資料を保管していないため、請求者の請求期間②における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除については不明であると回答している。

また、請求者は、当時、同じ業務に従事していた同僚3人の名前を挙げ、いずれも自身より前から勤務していたと陳述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、このうち一人（故人）は昭和46年3月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、連絡が取れた別の一人は、「請求者はアルバイトであったから厚生年金保険の加入記録がないのだと思う。」と陳述している。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、請求期間②当時、厚生年金保険の被保険者であった32人（請求者が名前を挙げた同僚を含む。）に照会し、11人から回答が得られたものの、いずれの者からも、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、F市は、当局の照会に対し、請求者が昭和44年4月1日から平成5年5月15日までの期間について、国民健康保険の被保険者であったと回答している。

その上、当該事業所に係る被保険者原票に請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800094号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800041号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所又はB事業所C製造所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA事業所又はD事業所E製造所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のA事業所又はF事業所G工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和30年10月1日から昭和32年2月28日まで
② 昭和33年4月1日から昭和35年3月31日まで
③ 昭和35年4月1日から昭和37年3月13日まで

請求期間①について、B事業所H詰所で臨時社員として勤務し、I作業を行っていた。また、請求期間②について、当該H詰所を引継いだD事業所J事務所に臨時社員として入社し、その後正社員となりI作業を行っていた。

そして、請求期間③について、F事業所G工場で正社員として勤務し、K作業を行っていたが、年金記録では、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険の加入記録がない。

請求期間①、②及び③については、上記の各事業所と関連のあったA事業所で厚生年金保険に加入しており、L社会保険事務所(当時)から交付された平成6年11月25日付の「厚生年金保険被保険者加入期間について」には、A事業所で同保険に加入していたことが記載されているので、当該請求期間を同保険の被保険者として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、M市から提出された請求者に係るM市職員履歴書の写し(以下「M市職員履歴書」という。)、B事業所C製造所(以下「C製造所」という。)から提出された資料及び回答、同僚の記録並びに請求者の勤務状況に係る具体的な陳述から判断すると、請求者は、請求期間①のうち、退職日は不明であるが昭和31年8月1日からC製造所H詰所(以下「H詰所」という。)に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C製造所は、「請求者が勤務していたか不明である。請求期間①当時にH詰所で勤務していた従業員は、当社において厚生年金保険を適用させていたが、I作業等の季節的業務で雇用する場合は同保険には加入させていなかった。当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届を保存しているが、請求者の記録はなく、請求者の請求期間①に係る届出は行っていない。」旨回答している上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、請求者が姓のみを

記憶する臨時職の同僚二人と同姓の者が、請求期間①において厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない。

また、請求者は、請求期間①について、C製造所と関連のあったA事業所で厚生年金保険に加入していた旨主張しているものの、C製造所は、「請求期間①当時、当社の関連会社等でA事業所という事業所は存在しておらず、当社の従業員について、当社以外の別の事業所で厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかった。」旨回答しており、請求者の当該主張を裏付けることができない。

さらに、請求者が名前を挙げた同僚5人のうち1人は既に死亡しており、別の1人は所在が不明である上、残りの3人は姓のみの記憶であり個人を特定することができないことから、C製造所に係る被保険者名簿により、請求期間①当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる10人に照会し、3人から回答を得られたが、いずれも請求者を記憶しておらず、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び陳述は得られなかった。

加えて、請求期間①について、C製造所に係る被保険者名簿に請求者の名前はなく、健康保険被保険者証の番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 請求期間②について、M市職員履歴書、複数の同僚の記録及び回答並びに請求者の勤務状況に係る具体的な陳述から判断すると、請求者は、請求期間②のうち、退職日は不明であるが昭和34年8月1日からD事業所E製造所（以下「E製造所」という。）のJ事務所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、E製造所に係る厚生年金保険の適用を引き継いだN事業所及びD事業所を合併したO事業所は、いずれも当時の資料はなく、請求者が勤務していたか不明である旨回答しており、請求者の請求期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、請求期間②についてもE製造所と関連のあったA事業所で厚生年金保険に加入していた旨主張しているものの、M市職員履歴書によると、請求者は、請求期間②のうち、昭和33年4月15日から予備校に1ヶ年在学した旨記載されている上、N事業所及びO事業所は、いずれも当時関連会社等でA事業所という事業所が存在していたか不明である旨回答しており、請求者の当該主張を裏付けることができない。

さらに、請求者が名前を挙げた同僚6人のうち、生存及び個人が特定できた二人に照会したが、いずれも請求者の勤務期間、雇用形態及び当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない旨回答している上、オンライン記録により、請求期間②当時にE製造所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる8人に照会し、6人から回答を得られたが、いずれも請求者を記憶しておらず、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び陳述は得られなかった。

加えて、請求期間②について、E製造所に係る被保険者名簿によると、請求者が姓のみを記憶する臨時職の同僚一人と同姓の者が、厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない上、同名簿に請求者の名前はなく、健康保険の番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 請求期間③について、M市職員履歴書、複数の同僚の記録及び請求者の勤務状況に係る具体的な陳述から判断すると、請求者は、退職日は不明であるが昭和35年2月5日からF事業所G工場（以下「G工場」という。）に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、G工場に係る商業・法人登記簿謄本は確認できず、厚生年金保険適用事業所名簿（以下「適用事業所名簿」という。）によると、同事業所は昭和36年12月1日に適用事業所でなくなっていることが確認できる上、請求期間③当時の事業主代理人は既に死亡していることから、請求者の請求期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、請求期間③についてもG工場と関連のあったA事業所で厚生年金保険に加入していた旨主張しているものの、M市職員履歴書によると、請求者は、請求期間③のうち、退職日は不明であるが昭和36年8月1日からG工場とは別の事業所に就職した旨記載されており、請求者の当該主張を裏付けることができない。

さらに、請求者が名前を挙げた同僚4人のうち3人は既に死亡又は所在が不明であり、残りの1人は姓のみの記憶であり個人を特定することができない上、オンライン記録によると、請求期間③当時にG工場において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できる者はいないことから、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び陳述を得ることができない。

加えて、G工場に係る被保険者名簿によると、昭和34年3月15日以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者はおらず、請求者が請求期間③において同保険に加入していた形跡は見当たらない。

- 4 L 社会保険事務所から請求者に対し交付された平成6年11月25日付の「厚生年金保険被保険者加入期間について」の写し（以下「回答書」という。）によると、請求者がA事業所（事業所記号番号：*-22）において昭和40年10月1日から昭和46年3月13日までの期間（以下「回答書の加入期間」という。）、厚生年金保険に加入していた旨記載されているものの、オンライン記録によると、請求者のA事業所に係る同保険の被保険者記録は確認できない上、請求者は回答書の加入期間を含む昭和38年10月1日から平成8年3月31日までの期間について、P共済組合に加入していることが確認できる。

また、請求者は、回答書の加入期間は誤りで、実際には昭和30年10月1日から昭和37年3月13日までの期間（以下「主張する加入期間」という。）、A事業所において継続して厚生年金保険に加入していた旨強く主張しているが、i) 適用事業所名簿によると、同事業所は、昭和31年7月1日に適用事業所となっており、主張する加入期間のうち、昭和30年10月1日から昭和31年6月30日までの期間は適用事業所でなかったことが確認できること、ii) オンライン記録によると、請求者は、主張する加入期間のうち、昭和32年3月5日から昭和33年3月21日までの期間について、A事業所とは別の事業所において同保険に加入していることが確認できること、iii) M市職員履歴書によると、A事業所に関する記載は確認できない上、当該履歴書に係る勤務記録等は、主張する加入期間の内容と大きく相違していること、iv) A事業所は、当時の資料はなく厚生年金保険の取扱い等について不明である旨回答していることから、請求者の当該主張を裏付けることができない。

一方、A事業所に係る被保険者名簿によると、健康保険被保険者証の番号22（以下「22番」という。）に係る健康保険厚生年金保険の被保険者は、請求者とは別人（以下「別人」という。）の氏名及び生年月日となっていることが確認できる上、請求期間①、②及び③について、同名簿に請求者の名前はなく、請求者が厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない。

また、別人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、別人がA事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した際の記号番号は「*」となっていることが確認できるところ、同事業所に係る被保険者名簿の22番における厚生年金保険被保険者証の番号は「*」となっており、記号が1番誤って記載されている上、この「*」の厚生年金保険の記号番号は、オンライン記録によると、請求者に係る同保険の記号番号と一致していることが確認できる。

さらに、回答書の加入期間に係る資格喪失日（昭和46年3月13日）は、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、別人の同事業所における厚生年金保険の資格喪失日と一致していることが確認できる上、日本年金機構は、回答書のA事業所に係る記録について、誤って別人の記録を記載した旨回答している。

以上の状況を踏まえると、回答書のA事業所に係る記録は、請求者の厚生年金保険の加入記録ではなく、別人の同事業所における同保険の加入記録の一部が誤って記載されたものと

判断される。

- 5 このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。